

第0回

虐待防止委員会



令和6年8月28日（水）
19：00～20：30

目次

- 01 本日の目標
- 02 虐待防止に関する解釈通知のポイント
- 03 虐待防止委員会
- 04 虐待の防止のための指針
- 05 虐待の防止のための研修
- 06 虐待防止委員会・研修に関するQ&A
- 07 虐待防止委員会・研修の共同開催について
- 08 今後の開催日程



01

本日の目標

1



共同開催による虐待防止委員会の
目的と内容

2



研修内容と
開催時期

02

虐待防止に関する解釈通知のポイント

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じる。

観点	<ol style="list-style-type: none">1. 虐待の未然防止：高齢者の尊厳保持や高齢者虐待防止等について、従業者に研修等を通じて理解を促す。2. 虐待等の早期発見：虐待やセルフ・ネグレクトの事案を早期に発見し、対応する体制を整える。3. 虐待等への迅速かつ適切な対応：虐待事案発生時には速やかに市町村に通報し、調査等に協力する。
措置	<ol style="list-style-type: none">1. 虐待防止委員会の設置2. 指針の整備3. 研修の実施4. 専任担当者の設置

02

虐待防止に関する解釈通知のポイント

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じる。

観点	<ol style="list-style-type: none">1. 虐待の未然防止：高齢者の尊厳保持や高齢者虐待防止等について、従業者に研修等を通じて理解を促す。2. 虐待等の早期発見：虐待やセルフ・ネグレクトの事案を早期に発見し、対応する体制を整える。3. 虐待等への迅速かつ適切な対応：虐待事案発生時には速やかに市町村に通報し、調査等に協力する。
措置	<ol style="list-style-type: none">1. 虐待防止委員会の設置2. 指針の整備3. 研修の実施4. 専任担当者の設置

03

虐待防止委員会（1）

「虐待防止委員会」では、虐待の防止、早期発見、再発防止策を検討する。

- 委員会は管理者を含む多職種で構成。
- メンバーの責務と役割分担を明確にし、定期的を開催する必要がある。
- 事業所外の虐待防止専門家を積極的に活用することが望ましい。
- 委員会は、他の会議体と統合して設置・運営可能。
- 他のサービス事業者との連携による実施も可能。
- テレビ電話装置等を活用して実施することができる。

- 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること
- 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

05

虐待の防止のための研修

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの。

- 指針に基づいた研修プログラムを作成し、年1回以上の研修を実施する。
- 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 研修の実施内容についても記録することが必要。

06

虐待防止委員会及び研修に関するQ&A

Q

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行う必要があるのか。

A

- 規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行うこと。
- 小規模事業者では外部機関のチェック機能が不足することが多いため、外部機関の活用が推奨される。
- 虐待防止委員会：法人内の複数事業所合同、他委員会との合同、関係機関の協力を得て開催することが考えられる。
- 研修：法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村の研修会への参加、外部講師を活用した合同開催などが考えられる。
- 委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくこと。

1. 虐待防止委員会

- 目的
- 内容
- 連絡方法
- 記録の方法

2. 研修

- 内容
- 開催時期
- 記録の方法

08

今後の開催日程について

虐待防止委員会

- 第1回虐待防止検委員会
- 開催日時：11/27（水）19：00～20：30
- 検討事項
 - ①各事業所の「虐待の防止のための指針」の共有・見直し
 - ②「虐待の防止のための研修」の内容